

大口町告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和5年4月1日

大口町長 鈴木雅博

1 指定納付受託者の名称及び住所

- (1) 株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- (2) 三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- (3) 株式会社名古屋カード
名古屋市中区上前津二丁目4番5号
- (4) SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- (5) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- (6) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- (7) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
- (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

大口町ふるさと寄附金

（ただし、インターネットによる公金支払の方法により代理収納されるものに限る。）